

平成26年9月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第34号

松伏町教育委員会委員の任命について

1 趣旨

松伏町教育委員会委員石原みどり氏が平成26年9月30日で辞職することに伴い、後任として谷ヶ崎由紀子氏を任命することについて同意を求めるもの

2 任期

平成26年10月1日から平成28年9月30日まで

議案第35号

松伏町公平委員会委員の選任について

1 趣旨

松伏町公平委員会委員岩崎米子氏の任期は、平成26年9月30日で満了となるが、後任として内山洋子氏を選任することについて同意を求めるもの

2 任期

平成26年10月1日から平成30年9月30日まで

議案第36号

松伏町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

1 趣旨

子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるための条例の制定

2 内容

(1) 子ども・子育て支援新制度における確認制度について

平成27年4月の施行を目指している子ども・子育て支援新制度については、市町村の確認を受けた特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所（園））や特定地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）において、子どもが教育・保育を受けた場合、保護者が特定教育・保育施設に支払うべき額を限度として、施設型給付費や地域型保育給付費として施設が受け取ることができることとされた。

これに伴い、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者が市町村の給付を受けようとする場合については、国の示す基準に基づき市町村の条例による運営基準を満たす必要があるとされたことから、当該基準を定めるもの

(2) この条例で定める主な事項

ア 利用開始に伴う基準

- ・内容及び手続きの説明、同意、契約
- ・応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）
- ・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考
- ・支給認定証の確認、支給認定申請にかかる援助

イ 教育・保育の提供に伴う基準

- ・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供
- ・子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む）
- ・連携施設（地域型保育事業のみ）

- ・利用者負担の徴収
- ・利用者に関する町への通知（不正受給の防止）
- ・特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）

ウ 管理・運営等に関する基準

- ・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示
- ・秘密保持、個人情報管理
- ・非常災害対策、衛生管理等
- ・事故防止、発生時の対応
- ・評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）
- ・苦情処理

エ 撤退時の基準

確認の辞退、定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）

3 施行期日等

(1) 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日

(2) 経過措置

ア 特定保育所に関する特例

特定保育所は、町から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

イ 施設型給付費等に関する経過措置

1号認定子どもの特定教育・保育、特別利用保育、特別利用地域型保育事業を提供する場合の給付費及び保護者負担に係る経過措置

ウ 利用定員に関する経過措置

特定地域型保育事業のうち小規模保育事業C型にあつては、この条例の施行の日から起算して5年を経過するまでの間の利用定員は、6人以上15人以下とする。

エ 連携施設に関する経過措置

特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が困難であつて、法第59条第4号に規定する事業（多様な事業者の能力を活用した、教育保育施設及び事業の設置・運営促進事業）による支援等を行うことができると町が認める場合は、この条例の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。

議案第37号

松伏町税条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、法人の町民税に係る法人税割及び軽自動車税の税率の改定等をするとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 法人の町民税に係る法人税割の税率の改定

現 行	改 正 後
<u>100分の12.3</u>	<u>100分の9.7</u>

(2) 軽自動車税の税率の改定

区 分		現 行	改 正 後		
原動機付自転車	ア 総排気量が0.05リットル以下のもの等	1,000円	2,000円		
	イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの等	1,200円	2,000円		
	ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの等	1,600円	2,400円		
	エ 3輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの等	2,500円	3,700円		
軽自動車	ア 2輪のもの	2,400円	3,600円		
	イ 3輪のもの	3,100円	3,900円		
	ウ 4輪以上のもの	乗用のもの	営業用	5,500円	6,900円
			自家用	7,200円	10,800円
		貨物用のもの	営業用	3,000円	3,800円
			自家用	4,000円	5,000円
エ 専ら雪上を走行するもの	2,400円	—			
小型特殊自動車	ア 農耕作業用のもの	1,600円	2,400円		
	イ その他のもの	4,700円	5,900円		
2輪の小型自動車		4,000円	6,000円		

(3) 軽自動車税の税率の特例

初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した3輪以上の軽自動車について、次のとおり重課する特例措置を講ずる。

区分		重課前	重課後	
ア 3輪のもの		3,900円	4,600円	
イ 4輪以上のもの	乗用のもの	営業用	6,900円	8,200円
		自家用	10,800円	12,900円
	貨物用のもの	営業用	3,800円	4,500円
		自家用	5,000円	6,000円

(4) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成26年10月1日。ただし、2(2)については平成27年4月1日、2(3)については平成28年4月1日

(2) 町民税に関する経過措置

2(1)は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分等の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分等の法人の町民税については、なお従前の例による。

(3) 軽自動車税に関する経過措置

ア 2(2)は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

イ 2(3)は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

ウ 平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税は、2(2)に関わらず、従前の税額を課することとし、当該軽自動車は初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した場合は、2(3)により重課することとする。

議案第38号

松伏町重度心身障がい者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の改正に伴い、松伏町重度心身障がい者医療費の支給対象者を変更するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

- (1) 精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象者とする。(ただし、精神病床への入院費用は対象外)
- (2) 65歳以上で新たに重度心身障がい者になったものを対象外とする。
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の題名変更に伴う規定の整備
- (4) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成27年1月1日。ただし、2(3)については平成26年10月1日、2(4)については公布の日

(2) 経過措置

2(2)は、平成26年12月31日において重度心身障がい者であった者(第2条第1項第3号に規定する重度心身障がい者を除く。)については適用しない。

議案第39号

松伏町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 趣旨

児童福祉法の一部改正に伴い、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日以後の保育料を定めるとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

- (1) 入所要件について、「保育に欠ける児童」を「家庭において必要な保育を受けることが困難な児童」に改める。(第3条)
- (2) 退所について、「保育の実施の解除」を「保育の利用の取り消し」に改める。(第4条)
- (3) 保育料の徴収根拠となっていた児童福祉法第56条第3項が改正されたため、利用者負担(保育料)の徴収についての規定を追加する。(第6条)
- (4) その他規定の整備

3 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

議案第40号

松伏町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の題名変更に伴う規定の整備

3 施行期日

平成26年10月1日。

議案第41号

松伏町保育の実施等に関する条例の一部を改正する等の条例

1 趣旨

国の保育所徴収金基準額表の改定等に伴い、規定の整備等をするとともに、児童福祉法の一部改正に伴い、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日に松伏町保育の実施等に関する条例を廃止するための条例の改正

2 内容

(1) 一部改正（第1条）

ア 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の題名変更に伴う規定の整備（第9条及び別表第1）

イ 母子及び寡婦福祉法の改正による規定の整備（別表第1）

ウ 国の保育所徴収金基準額表の改正に伴う規定の整備（別表第1備考欄）

(2) 廃止（第2条）

児童福祉法の一部改正により、これまで保育については、市町村が条例で定める事由により保育に欠ける児童について実施することとされていたが、改正後の児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定により、内閣府令に定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な児童について実施することとされたことから、松伏町保育の実施等に関する条例を廃止するもの

利用者負担額（現行の保育料に当たるもの）等については、松伏町子ども・子育て支援法施行細則（仮称）を制定する予定

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成26年10月1日。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

ア 2（1）ウ 平成26年10月1日

イ 2（2） 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日

(2) 経過措置

ア 2（1）ウは、平成26年4月1日以後の保育の実施に係る保育料について適用し、同日前の保育の実施に係る保育料については、なお従前の例による。

イ 2（2）の施行の日前に行われた2（2）による廃止前の松伏町保育の実施等に関する条例の規定による保育の実施等については、なお従前の例による。

議案第42号

財産の無償譲渡について

1 趣旨

ゆめみ野集会所は、住宅・都市整備公団（現在は、UR都市機構）が実施した外前野地区一般宅造開発による団地建設事業の施行に伴い設置し、町が無償で譲渡を受けたも

のである。当該敷地及び建物の取得の経緯やこれまでの利用状況を踏まえ、また、ゆめみ野第1自治会が地縁による団体の認可を受けたことに伴い、当該敷地及び建物をゆめみ野第1自治会に無償で譲渡するもの

2 譲渡する財産

(1) 土地

ア 所 在 松伏町ゆめみ野一丁目1669番8
イ 地 目 宅地
ウ 地 積 334.74平方メートル

(2) 建物

ア 所 在 松伏町ゆめみ野一丁目1669番地8
イ 家屋番号 1669番8
ウ 構 造 木造スレート葺平家建
エ 種 類 集会所(ゆめみ野集会所)
オ 床面積 110.13平方メートル

3 譲渡の相手方

松伏町ゆめみ野1丁目5番10号
ゆめみ野第1自治会

議案第43号

町道の路線廃止について

廃止内容

町道1042号線

松伏町大字築比地字番匠508番地1地先(起点)から
509番地1地先(終点)まで

幅員 4.00 m 延長 16.16 m

議案第44号

平成26年度松伏町一般会計補正予算(第2号)

1 補正前予算額	7,847,300千円
2 補正予算額	81,601千円
3 合 計	7,928,901千円

議案第45号

平成26年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

1 当初予算額	3,999,309千円
2 補正予算額	100,401千円
3 合 計	4,099,710千円

議案第46号

平成26年度松伏町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

1 当初予算額	579,658千円
2 補正予算額	14,789千円
3 合 計	594,447千円

議案第47号

平成26年度松伏町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

1 当初予算額	7,572千円
2 補正予算額	△69千円
3 合計	7,503千円

議案第48号

平成26年度松伏町介護保険特別会計補正予算（第1号）

1 当初予算額	1,537,703千円
2 補正予算額	53,723千円
3 合計	1,591,426千円

議案第49号

平成26年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

1 当初予算額	222,779千円
2 補正予算額	1,927千円
3 合計	224,706千円

議案第50号

平成25年度松伏町一般会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	8,757,149,525円
2 歳出総額	8,249,667,758円
3 歳入歳出差引額	507,481,767円
4 実質収支額	486,305,847円

議案第51号

平成25年度松伏町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	4,119,483,837円
2 歳出総額	3,793,181,468円
3 歳入歳出差引額	326,302,369円
4 実質収支額	326,302,369円

議案第52号

平成25年度松伏町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	642,093,974円
2 歳出総額	597,567,706円
3 歳入歳出差引額	44,526,268円
4 実質収支額	35,886,268円

議案第53号

平成25年度松伏町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	7,943,695円
2 歳出総額	7,411,885円
3 歳入歳出差引額	531,810円
4 実質収支額	531,810円

議案第54号

平成25年度松伏町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	1,536,272,985円
2 歳出総額	1,492,080,387円
3 歳入歳出差引額	44,192,598円
4 実質収支額	44,192,598円

議案第55号

平成25年度松伏町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	206,056,994円
2 歳出総額	204,566,965円
3 歳入歳出差引額	1,490,029円
4 実質収支額	1,490,029円